**役員の旅費等費用弁償に関する規程**

社会福祉法人　礼拝会

第1条　社会福祉法人礼拝会の役員の旅費等費用弁償は、本規程の定めるところによる。

第2条　役員とは、定款第4条の規定による理事、監事をいう。

第3条　役員が、法人の理事会等に出席した場合は、1回につき、10,000円を費用弁償として支払うことができる。ただし、予め定められた宿泊費については、その実費を支払う。

第4条　前条の支払いは、出席の都度支払うものとする。

第5条　役員が法人業務にため、出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交通費 | 宿泊費 | 日当 | その他 |
| 実費 | 10,000円 | 10,000円 | 資料等実費 |

　２．旅費は、原則として精算払いとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、旅行前に概算払いをすることができる。

第6条　本規程の改正をする場合は、理事会の議決を得なければならない。

附則　　本規程は、平成7年4月1日から施行する。